

令和6年度事業計画書

社会福祉法人 小越会

目 次

第一. 社会福祉法人小越会基本理念・基本方針	1
第二. 社会福祉法人小越会法人・施設の概要	2
第三. 社会福祉法人小越会経営体制	3
一 評議員	
二 理事	
三 監事	
四 経営運営事業執行体制	
五 各拠点に組織体制	
第四. 中長期計画	5
第五. 令和6年度事業計画	7
一 法人全体・本部	
二 実施拠点	
1 こしじの里・しぶみ園	
2 おごしの里・しぶみ工房	
第六. 各拠点における主な活動予定等	12
一 法人本部	
二 こしじの里しぶみ園	
三 おごしの里	
四 しぶみ工房	
第七. 会議・委員会活動	16

社会福祉法人小越会 基本理念・基本方針・行動指針

基本理念

- ①当法人小越会は、次の3つの精神を基本理念として社会福祉事業に取り組みます。
 - 1) 『思いやり』のあるサービスの提供
 - 2) 『優しさ』をもったサービスの提供
 - 3) 『愛情』のあるサービスの提供
- ②利用者の人格の尊厳を礎に、利用者本位の福祉サービスを安定した経営環境のもとで提供いたします。
- ③安全で安心できる暮らしの継続をモットーに、地域福祉の拠点として、そして地域のよりどころとしての機能を十分発揮して住民の期待と信頼にこたえます。

基本方針

- 1 「利用者に寄り添う心のケアの実践」
- 2 「利用者の人格と尊厳を守れる人材の育成」
- 3 「法令を遵守し安定した経営基盤を醸成」
- 4 「地域貢献を社会福祉法人の使命と捉え、信頼を高める」

行動指針

- 1 関わりを持ち、心配りができる心身のケアに努めます。
- 2 笑顔と優しい言葉で接します。
- 3 相手の立場に立って考え、信頼ある行動に努めます。
- 4 安全で安心な生活の継続を支援します。
- 5 差別、虐待、人権侵害を許さず、権利擁護に努めます。
- 6 環境の改善を進め、明るい組織風土づくりに努めます。
- 7 法令を遵守し、福祉の専門職として、その力を発揮します。
- 8 常に自己研さんに努め、小越会の一員として誇りと自覚を持って地域福祉の増進に努めます。

第二 社会福祉法人小越会 法人・施設の概要

平成 4 年 5 月	社会福祉法人小越会法人設立認可
平成 5 年 4 月	特別養護老人ホームおごしの里開所
平成 10 年 10 月	特別養護老人ホームこしじの里開所 身体障害者療護施設しづみ園(現 障害者支援施設しづみ園)開所
平成 12 年 4 月	身体障害者通所授産施設しづみ工房(現 障害福祉サービス事業所しづみ工房) 開所
平成 24 年 5 月	特別養護老人ホームこしじの里ユニット増築

○社会福祉法人小越会

長岡市不動沢 2 2 1 9 番地 5 代表 TEL0258-41-0801

○特別養護老人ホームこしじの里

障害者支援施設しづみ園

長岡市不動沢 2 2 1 9 番地 5 代表 TEL0258-41-0801

介護保険事業

- ・介護老人福祉施設 定員 50 名
- ・介護老人福祉施設(ユニット型) 定員 40 名
- ・短期入所生活介護(介護予防) 定員 20 名
- ・通所介護(介護予防) 定員 28 名
- ・訪問介護(介護予防)
- ・居宅介護支援事業
- ・第一号通所事業

障害福祉事業

- ・施設入所支援・生活介護事業 定員 10 名
- ・短期入所事業 定員 1 名
- ・居宅介護・重度訪問介護

○特別養護老人ホームおごしの里

長岡市小国町櫛沢 90 番地 代表 TEL0258-95-3110

介護保険事業

- ・介護老人福祉施設 定員 50 名
- ・短期入所生活介護(介護予防) 定員 17 名
- ・通所介護(介護予防) 定員 25 名
- ・訪問介護(介護予防)
- ・居宅介護支援事業
- ・第一号通所事業

○障害福祉サービス事業所しづみ工房

長岡市小国町原甲 3 4 8 番地 代表 TEL0258-95-5233

障害福祉事業

- ・就労継続支援 B 型 定員 20 名
- ・共同生活援助 かわばた寮 7 名 ひまわりの家 6 名
- ・地域活動支援センター 定員 10 名

第三 社会福祉法人小越会経営体制

- 一 評議員 7名
- 二 理事 6名
- 三 監事 2名

四 社会福祉法人小越会 経営運営事業執行 体制

◎理事会

◎経営運営会議 理事長 業務執行理事 施設長 本部事務局

◎法人本部

事業		事業の種類	施設名（定員）	
社会福祉事業	第1種	特別養護老人ホーム	こしじの里（50名）	
			こしじの里ユニット（40名）	
			おごしの里（50名）	
	第2種	障害者支援施設	しづみ園（10名）	
		老人デイサービス事業	こしじの里（28名）	
				おごしの里（25名）
		老人短期入所事業	こしじの里（20名）	
				おごしの里（17名）
		障害福祉サービス事業	こしじの里（居宅介護・重度訪問）	
				しづみ園（短期）（1名）
				しづみ園（生活介護）
				しづみ工房（就労継続支援事業B型）（20名）
	かわばた寮（7名）			
老人居宅介護等事業	こしじの里			
		おごしの里		
		地域活動支援センター		
公益事業	居宅介護支援事業	しづみ工房（10名）		
	訪問調査事業	こしじの里		
		おごしの里		
	介護保険法に基づく第一号通所事業	こしじの里（10名）		
		おごしの里（10名）		

五 各拠点における組織体制

拠点区分：法人本部

業務執行理事	本部事務局長 所管：法人本部・法人内各拠点施設
	本部事務局次長 所管：法人本部・法人内各拠点施設

拠点区分：こしじの里・こしじの里ユニット・しぶみ園

統括責任者 施設長・管理者	
総務課	庶務係・財務係・管理係
生活相談課	生活相談係
高齢介護課	介護支援係・入所介護係・短期入所介護係
看護課	看護係・機能訓練係
在宅介護課	通所介護係
	訪問介護係
居宅介護支援課	居宅介護支援係
障害福祉課	生活支援係
給食栄養管理課	栄養管理係・調理係

拠点区分：おごしの里・しぶみ工房

統括責任者 施設長・管理者	
総務課	庶務係・財務係・管理係
生活相談課	生活相談係
高齢介護課	介護支援係・入所介護係・短期入所介護係
看護課	看護係・機能訓練係
在宅介護課	通所介護係
	訪問介護係
居宅介護支援課	居宅介護支援係
給食栄養管理課	栄養管理係
障害福祉課	生活支援係・就労支援係

第四 中長期計画

一 課題への取り組み

当法人の基本理念は、大きく3つの構成から成り立っています。一つ目は、『思いやり』のあるサービスの提供、『優しさ』をもったサービスの提供、『愛情』のあるサービスの提供」と私たちが福祉の活動を行うにあたり、その姿勢を示しており、利用者に寄り添う心のケアの実践を目指します。二つ目は、「利用者の人格の尊厳を礎に、利用者本位の福祉サービスを安定した経営環境のもとで提供する」。利用者の人格と尊厳を守れる人材により、安定した持続可能な経営基盤のもと、福祉サービスを継続できるように取り組むことを目指します。三つ目は、「安全で安心できる暮らしの継続をモットーに、地域福祉の拠点として、そして地域のよりどころとしての機能を十分発揮して住民の期待と信頼にこたえます。」。これは、当法人が、地域貢献を社会福祉法人の使命と捉え、事業の透明性を確保しながら、様々な視点から安全と安心を追求し、信頼を高めるよう取り組み、地域生活の継続的な実現に寄与することを目指しています。これを、行動指針に基づき、行動できる人材により、基本理念の実現に向け取り組んでまいります。この度の計画期間は、期間中に2025年、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる時期と重なることから、今後、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に向けて、更なる人口構造の変化や、それに伴う社会環境が変化していく時代に突入していきます。また、生産年齢人口の減少が顕著となり、介護を含む各分野においても人材不足が大きな課題となることや、物価高騰や賃金の引上げなど経済的な影響による事業環境の変化も生じてくるため、当法人の経営における地域課題への対応は避けて通れない状況となります。運営を継続していくためには、安定性や持続可能性を高める取り組みが必要であるため、まずは財務基盤の安定を重点課題として他の目標も長期的視点に基づき継続しながら着実に計画を進めていきます。

- 一. サービスの質の向上に向けた取り組み
- 二. 福祉人材の確保・維持
- 三. 財務・資産管理の強化
- 四. 法人運営の持続性の確保

二 中期的な取り組み期間：令和6年度から令和8年度

長期的な課題に対応すべく、介護保険計画年度等に併せ、取り組みを行います。期間は令和6年度から令和8年度とします。

【目標】

一. サービスの質の向上に向けた取り組み

- 1 自立支援・重度化防止に向けた取り組み強化
- 2 リスク管理に基づく継続的なサービス提供体制の構築
- 3 地域課題へ対応するための取り組み推進
- 4 基本理念・基本指針に基づき第三者評価を指標とした自ら取り組むサービスの質の向上

二. 福祉人材の確保・維持

- 1 職員の適正な人員配置及び柔軟な人材活用
- 2 積極的なICT・介護機器の導入による生産性の向上とデジタル化の推進
- 3 働きやすい職場づくりに資する実践的な取り組み

三. 財務・資産管理の強化

- 1 収支差額の確保

四. 法人運営における持続性の確保

- 1 地域の実情に応じた持続可能なサービスの展開
- 2 合理的な法人運営の取り組み
- 3 内部管理体制の強化と事業運営の透明性の確保

一. サービスの質の向上に向けた取組み

1 自立支援・重度化防止に向けた取組み強化

これまでの自立支援の取組みを踏まえながら、アウトカム評価の充実やLIFEによる科学的介護の推進、フィードバックデータの活用に取り組む。

2 リスク管理に基づく継続的なサービス提供体制の構築

感染症や災害への対応力を高め、BCPに基づき継続的にサービスを提供できる体制の構築。事故防止・虐待防止・身体拘束等の適正化など各法令・基準等で求められている事項を法人共通の認識事項として対応。

3 地域課題へ対応するための取組み推進

認知症の方や単身高齢者などの利用者が住み慣れた地域において生活を継続するために必要な支援を行う。また、生活保護、虐待ケース等の生活困難者や、各拠点施設における地域内の特徴を考慮したサービスの提供も積極的に対応していく。

4 基本理念・基本指針に基づき第三者評価を指標とした自ら取り組むサービスの質の向上

第三者評価項目に基づいた取組みを継続して実施する。また、ある程度の目標がクリアされれば、再度、客観的な評価を受審することも検討する。

二. 福祉人材の確保・維持

1 職員の適正な人員配置及び柔軟な人材活用

人材の確保が更に厳しい状況となるが、多様な人材の確保や人材をより柔軟に活用するなど、良質なサービスを安定的に提供するための取組みを推進させる。

2 積極的なICT・介護機器の導入による生産性の向上とデジタル化の推進

人材不足の観点ではなく、職員のやりがいや定着につながる職場環境の改善に向けたICTや介護機器等の活用により、サービスの質の向上や業務負担の軽減に資する取組みを推進する。また、紙ベースからの脱却を進め、作成や保存に係るコストの削減に加え、電子化・システム化による手続きの効率化に取り組む。

3 働きやすい職場づくりに資する実践的な取組み

職場におけるハラスメント防止に対する職員の関心と理解を深めるために必要な取組みの強化。経営改善や生産性向上の取組みを通じた成果を職員の賃金に適切に還元していける制度の再構築。

三. 財務・資産管理の強化

1 収支差額の確保

法人全体での収支差額確保を目指す。

第一 当期資金収支差額の確保(積立支出・比較的大きな修繕・固定資産の購入は加味。)

第二 経常増減差額の確保

事業運営の継続性を維持していくためには、安定した資金確保が必要なため、一定の目標を定めて運営を行う。第1の目標として、法人単位資金収支計算書における当期資金収支差額の確保を目指す。ただし、将来に備えた積立、今後、発生する修繕費用、固定資産の購入における支出は加味しながら、収支差額の確保における判断とする。第2の目標は、経常増減差額の確保に努める。償却費用が大きいため、可能な限りその留保に努める。

四. 法人運営における持続性の確保

1 地域の実情に応じた持続可能なサービスの展開

様々な影響が生じることが考えられるため、どのような影響が生じるかを見据えながら、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう地域の特性や実情に応じた柔軟かつ効率的な取組みを推進する。

2 合理的な法人運営の取組み

法人運営においても必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、経営の安定性・持続可能性を高める。

3 内部管理体制の強化と事業運営の透明性の確保

法人業務を適正に実施する体制を維持し、法人としての目的を有効かつ効率的に実行する。

コンプライアンス遵守、リスク管理、ガバナンス強化、不正防止等のため事業運営の透明性を確保する。

第五 令和6年度事業計画

一 法人全体・本部

- 評議員会、理事会、経営運営会議等の運営に関し、法令・定款に基づいた適正な執行を行う。
- サービスの低下を招くことなく効率的な業務の推進と人員の配置を図る。
- 自立支援に資する取り組みや研究などの支援を行う。
- 法人全事業の第三者評価の受審結果を踏まえ、改善の取り組みと確認を促す。
- 各事業における事業継続計画の取り組みの推進
- 採用活動として、就職ガイダンスへの参加、ホームページを活用したPR等も含め行う。中途職員の採用においては、必要な職種において、派遣、紹介会社の活用も行う。
- 人材確保への対応については、外国人材も含めた多様な人材の活用方法について検討する。
- 資格取得の支援は継続し、予算化については継続して法人本部が行う。介護支援専門員、社会福祉士の資格取得に向けた支援を強化する。
- 研修については、管理的立場の育成及び課題への対応に関する研修の実施検討。
- 法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書の適正な作成と情報提供を行う。
- 将来に備えた積立、今後、発生する修繕費用、固定資産の購入の計画検討。

二 実施拠点

1 こしじの里・しぶみ園

介護老人福祉施設（従来型・ユニット型）
障害者支援施設（短期入所）
短期入所生活介護（介護予防）
通所介護（総合事業）くらし元気アップ事業
訪問介護（総合事業）居宅介護 重度訪問
居宅介護支援 介護保険法に定める訪問調査

【取組事項】

○サービスの質の向上に向けた取組

■必要なサービスを速やかに提供できる仕組み作り

【課題と方針】

長期入所申込者数が3年間（R3年～R5年）で約4割減。有料老人ホーム等、高額の入所系施設の利用者の増加も一因であると考え。また、待機者数の減少は在宅サービスの稼働とも連動しており、利用者の施設入所に伴い、在宅サービスの稼働低下にも繋がっている。
社会福祉法人においては、県条例の示す入所指針に基づき、入所判定会議で次入所者を決定。その後、関係職種の事前訪問、サービス契約説明等があり、入所に至るまでに最低でも1週間から10日間程度の時間を要している。事務処理手続きの煩雑さが稼働低下の要因の一つにもなっていると考え。

【目標】

- ・身寄りなしや虐待ケースなどの困難ケースを躊躇することなく受け入れることができる体制にする。
- ・契約処理の簡素化を図り、サービス提供までにかかる日数を減らす。

■LIFEの活用やサービス関連の基準・加算項目の運用によりアウトカム評価の結果を出す

【課題と方針】

令和4年度LIFE登録したが、サービスに活かされていらない。利用者の状態評価は役付職員が中心となって実施。評価判断基準は徐々に職員間で統一されてきてはいるが、全職員が同じ判断基準ま

では至らず、LIFE 入力作業なども一部の職員に偏っている。LIFE 項目（ADL の推移等）を活用した多職種のケア会議やケアプラン作成には至っておらず、職員間で活用しきれていない状況がある。その結果、お世話型の介護から脱却できずにいる。また、サービス関連の基準・加算項目における運用においても、例えば、口腔ケア、栄養ケア、褥瘡予防、入浴に係る事項など取り組みを始めている内容についても評価から結果に繋がるサイクルに至っていない。

【目標】

- ・アウトカム評価の結果を出す

■不測の事態が発生しても、損害を最小限に抑え、速やかに事業再開できる組織にする

【課題と方針】

感染症や自然災害が発生した場合の業務継続計画（BCP）は策定済みであるが、職員一人ひとりが BCP に基づき行動、実践できるまでには至っていない。当施設においては令和 5 年度に新型コロナウイルス感染症のクラスターが 3 回（デイサービス、ショート、従来型）発生。また、令和 3 年 1 2 月には大雪による災害が発生し、サービス利用者の安否確認や施設内においては停電の中でのケアに追われた。これらの経験を踏まえて、感染対策委員長、災害対策委員長等が不在時においても、全ての職員が適切な初動対応ができると共に、災害や感染症のクラスターの発生等により、事業継続に支障をきたす事態にあっても、できるだけ速やかに事業を再開できるような人材育成が必要である。

【目標】

- ・職員一人ひとりが BCP を実践できる力を付ける

■リスクを予測し、行動でき、不測の事態を最小限に防ぐ

【課題と方針】

令和 3 年度～令和 5 年度にかけて、基幹包括支援センターへ相談した不適切ケアが 3 件。また、介護手順の間違いにより、医療機関での治療を要した事故が 2 件発生した。事後対応ではなく、不測の事態を予想し、対応できる職員の育成により、発生件数を減らせる可能性がある。法人の各種指針と各法令、運営基準等について、職員一人ひとりが理解を深め、実務に確実に反映させ、適正な事業運営に努めていく。

【目標】

- ・法人の各種指針と関係法令、運営基準等を職員一人ひとりが身に付けられる。
- ・事案発生時は継続して適正に対応する。
- ・不測の事態を防止する環境作り。

○福祉人材の確保・維持

■ICT の活用と適材適所の職員配置を行い、仕事の生産性をあげる

【課題と方針】

LIFE を活用した科学的介護の取り組み、多様な福祉機器や既存の記録システムを活かした連携ネットワーク、メルタスを導入。新しい福祉、介護の提供体制が整いつつある中、対応しきれない職員が出てきている。逆に、福祉機器の活用は得意だが、コミュニケーションが苦手な職員もいる。介護とその補助的業務の整理により、短時間職員と一般職員との業務が明確化することはできた。今後は、働き方の形態による業務のすみ分けではなく、職員一人ひとりが持つ能力を活かした業務整理により、仕事の生産性が上がり、限られた人員体制でも、質を落とすことなくサービスが提供できると考える。

【目標】

- ・こしじの里、しぶみ園職員としてのサービス基準を明確化し職員に示す。
- ・全職員の介護、福祉のスキルを標準化し、人事考課と連動させ、評価結果を職員へフィードバックできる仕組みを作る。
- ・リハビリの専門職や歯科衛生士等の専門職の採用。
- ・介護支援専門員有資格者を増やす。
- ・限られた人員で業務を行う仕組みづくり。

■人材育成の強化 1

【課題と方針】

課長、係長クラスの職員の平均年齢が51歳であり、次世代の役付き職員の育成が必要である。現行のリーダー職員は各々の専門職業務にかけては優秀ではあるが、マネジメント能力が弱い。そのため、次世代育成に繋がらず、業務を抱え込んでいる現状がある。リーダーには、部下のマネジメントに注力してもらうように働きかけると共に、20代、30代といった若手職員に法人の運営や経営について知ってもらう機会を作り、次世代を育成の体制を整える。

【目標】

- ・職員の育成と労務管理ができる職員を増やす

■人材育成の強化2

【課題と方針】

人材の確保が困難な状況の中で、学生、中途職員と幅広く採用については、対応しているが、今後、さらに就労希望者の絶対数の減少が見込まれ、今まで以上に人材の確保は難しくなっている。その中で、採用の入り口の幅(多様な人材、採用手法)を広げて、無資格、未経験、文化の違いなど幅広く受け入れていく必要があり、育成の仕組みを再構築する必要がある。

【目標】

- ・多様な人材を育成する仕組みづくり

○財務・資産管理の強化

■収支差額の安定確保

【課題と方針】

現状、こしじの里しぶみ園における3拠点においては、事業活動(経常的な)収支において令和4年度決算期まで令和5年度決算見込みにおいても合計における収支差額は確保できる見込みであるが、稼働率の低下による収入の減少や退職職員等により体制に関わる加算の算定など難しくなっている。収入と支出のバランスを適正に図り、継続的な経営に取り組む。

【目標】

3年間における収支差額の確保 ※資金収支における事業活動収支差額

第1段階 従来型2%、ユニット型7%、しぶみ園1%

第2段階 拠点合計額による確保

※第1段階については、サービス活動増減差額の確保を目標とする。支出金額に係る修繕や購入においては、考慮する

○その他

■地域とのつながり再構築

【課題と方針】

コロナ禍において地域との関係性が希薄している。人口が減少していく中で、あらためて施設としてできることを検討する。

【目標】

- ・地域との繋がり再構築

2 おごしの里・しぶみ工房

介護老人福祉施設(従来型)

短期入所生活介護(介護予防)

通所介護(総合事業) ぐらし元気アップ事業 オレンジカフェ事業

訪問介護(総合事業)

居宅介護支援 介護保険法に定める訪問調査

就労継続支援B型 地域活動支援センター

共同生活援助(かわばた寮・ひまわりの家)

【取組事項】

○サービスの質の向上に向けた取組

■必要なサービスを速やかに提供できる仕組み作り

【課題と方針】

拠点地域課題でもあるが独居、老人世帯割合が多く、在宅サービス利用時や施設入所時に協力者が得られない事例が多い。地元地域住民からの施設入所を進めたいが対応に苦慮する場合もあることから、稼働状況向上のため広域申込者の施設入所にも積極的に取り組んでいる状況。困難事例への対応力育成、向上が課題。

感染症発生時のサービス提供では一事業で感染発生した場合、併設型 SS と DS どちらも利用している事例が多く、代替サービス側の利用受入基準、SS 受入体制、発生後の速やかな再開のために必要な環境調整（SS 居室、共用トイレ）等が課題。

【目標】

- ・ 困難事例への対応力の育成、向上

■LIFE の活用とアウトカム評価の結果を出す

【課題と方針】

LIFE 加算算定取得に至っていない

【目標】

- ・ 特養での算定開始 R6.9 月を目指す

■不測の事態が発生しても、損害を最小限に抑え、速やかに事業再開できる組織にする

【課題と方針】

感染症集団発生時の実績低下、休業時の出勤体制（利用者数に応じた契約職員出勤体制の検討）、休業期間短縮が課題

【目標】

- ・ 感染拡大防止への取り組み強化、速やかな再開を目指す

■リスクを予測し、行動でき、不測の事態を最小限に防ぐ

【課題と方針】

不測の事態が発生した場合であっても適切な対応により、不適切ケアや速やかな苦情処理により対応に苦慮している事例はみられていない。今後も全職員が適切に対応できる技術力の維持、向上が課題。

【目標】

- ・ 緊急時に適切に対応し、状況の改善や課題解決ができる

■地域特性に応じたサービス提供体制を維持する

【課題と方針】

特に併設型 SS、居宅介護支援では他事業所が対応困難な上小国地域等利用者の受入体制維持が課題。しほみ工房では、地域での引きこもり等事例が多いとの情報があるもののサービス利用には至らず、グループホームでは定員数に応じた利用者確保が課題。

【目標】

- ・ 他事業所が対応困難な上小国地域等利用者の受入体制継続
- ・ 障害福祉サービス事業所登録者、グループホーム利用者増

○福祉人材の確保・維持

■ICT の活用と適材適所の職員配置を行い、仕事の生産性をあげる

【課題と方針】

介護機器等の活用を継続し、介護職員体制維持

【目標】

- ・ 介護機器等の活用により介護負担軽減し、生産性向上を目指す

■人材育成の強化

【課題と方針】

新卒採用に苦慮しており、中途採用を中心に採用活動を継続。専門職確保も課題。

【目標】

- ・ 中途採用活動に重点を置き、人員体制を維持

○財務・資産管理の強化

■収支差額の安定確保

【課題と方針】

前計画期において人員の採用が進み、安定したサービス提供を開始した矢先にコロナ禍に突入。利用の減少や職員の退職がはじまり、収入が前計画期より5%減少、人件費率は80%を超えている。そのため経常収支差額の確保ができず、将来的な繰越額の減少が止められない状況。前計画期間の稼働までは戻せていないため、サービスの需要と人員配置のバランスを図り、適正な配置による業務遂行を行う新たな体制の構築を進めていく。

【目標】

- ・前計画期以上のサービス利用率
- ・適正な人件費率の維持
- ・経年による修繕が増加するため施設機能を維持していくための経費を確保

○その他

■地域とのつながり再構築

【課題と方針】

くらし元気アップ事業に個人ボランティア参加があるものの、地域のボランティア団体としての活動が途絶えた状況（おごしの里）がある。一方で地域貢献活動として出前講座への職員派遣、地元の中学校地域貢献活動受け入れ、施設訪問受け入れ、避難訓練への地域住民参加、集落の奉仕活動参加（しづみ工房）は継続できている。

【目標】

- ・地域とのつながりの再構築

第六 各拠点における主な活動予定等

一 法人本部

月	主な活動と内容	その他
4月	経営運営会議	①各月 法人研修の実施 ②随時 就職ガイダンスに参加
5月	経営運営会議 監査 理事会	
6月	経営運営会議 評議員会	
7月	経営運営会議	
8月	経営運営会議	
9月	経営運営会議 理事会	
10月	経営運営会議	
11月	経営運営会議	
12月	経営運営会議 理事会	
1月	経営運営会議	
2月	経営運営会議	
3月	経営運営会議 理事会 評議員会	

※評議員会 定例会 6月 臨時会 3月 他 審議事項が発生した場合開催
理事会 四半期ごとに業務報告 これに併せ、審議事項が発生した場合開催

二 こしじの里しづみ園活動予定

	こしじの里 しづみ園	地域行事	防災・防犯	設備保安	保健衛生	家族・ ボランティア
4月	お花見	長岡市花いっぱいコンクール(8月まで)	地域消防団連絡会議	電気保安 園内外厨房防除		家族連絡会
5月			夜間想定 避難訓練	冷暖房設備点検	定期健診 (利用者)	
6月			昼間時 避難訓練・ 召集訓練	電気保安	夜勤者健康診断	ボランティア 交流会
7月	オセロ交流会 (しづみ園)		防犯訓練	グリーストラップ 清掃		
8月	法要 岩田花火観覧		防災訓練 (消防署による消 火器取扱)	電気保安 オゾン装置点検 (浴槽システム)	結核予防検診	
9月	敬老会 防災フェス スポーツ交流会 (しづみ園)	すこやか ともしび祭り 越路地域敬老会	夜間想定 避難訓練	消防設備点検 受水槽点検 自動ドア点検		
10月			総合防災訓練 (地域消防団参 加)	電気保安 冷暖房設備点検 ボイラー点検 園内外厨房防除	インフルエンザ 予防接種	
11月			原子力災害防災 学習会		職員健康診断 (ストレスチェッ ク)	
12月	柚子湯		夜間時想定 避難訓練	電気保安		
1月	新年会		防災訓練 (消火器・消火栓)	床清掃		
2月	節分	スノーフェステ イバル		電気保安		
3月	ひなまつり			消防設備点検 水質検査 自動ドア点検	定期健診 (しづみ園)	

※毎月実施 誕生会、喫茶

※別途 BCP に基づく訓練あり

三 おごしの里活動予定

	おごしの里	地域行事	防災・防犯	設備保安	保健衛生	家族・ボランティア
4月		長岡市花いっぱいコンクール(8月まで)	招集訓練(メール配信)	電気保安		
5月			防災訓練(消火器・消火栓)	冷暖房設備点検 給水給湯空調設備点検 床清掃 消防設備点検		
6月			災害時必要備品準備避難訓練	電気保安	夜勤者健康診断	家族協力会
7月	納涼会		昼間時避難訓練(近隣集落・地域消防団)	冷凍冷蔵庫点検 地下タンク点検		
8月	法要 花火鑑賞	おぐにかかしまつり おぐに夏祭り	救命講習(AED取扱い) 原子力防災訓練(机上訓練)	電気保安 受水槽点検		
9月	敬老会	すこやか ともしび祭り 小国地域敬老会	地震想定避難訓練	冷暖房設備点検 給水給湯設備点検		
10月			夜間想定避難訓練	電気保安 床清掃	定期健診 インフルエンザ予防接種	
11月	作品展示会		夜間想定避難訓練(消防署立会) 招集訓練(メール配信)	水質検査 消防設備点検 グリーストラップ清掃	職員健康診断(ストレスチェック)	
12月	クリスマス会		防災訓練(消火器・消火栓)	電気保安		
1月	お楽しみ会		災害時必要備品準備避難訓練			
2月	節分豆まき会		救命講習(AED取扱い)	電気保安		
3月	ひなまつり会					利用者懇談会

※毎月実施 誕生会、散歩・日光浴(天候に応じて実施)、変わり湯

※別途BCPに基づく訓練あり

四 しぶみ工房活動予定

	しぶみ工房	地域行事	防災・防犯	設備保安	保健衛生
4月	お花見会			電気保安 室内室外防除 エレベーター点検	
5月		地域奉仕活動			
6月	新緑ウォーク			電気保安	
7月	日帰りレク		地震想定避難訓練	室内室外防除	利用者健康診断
8月	納涼会		消火器取扱訓練	電気保安	AED取扱い訓練
9月		すこやか ともしび祭り 地域奉仕活動	総合防災訓練	消防設備点検	
10月	日帰りレク 収穫祭	地域貢献活動		電気保安 室内室外防除 エレベーター点検	
11月		おぐに秋まつり	洪水想定防災訓練		職員健康診断 インフルエンザ予防 接種
12月	忘年会 クリスマス会		交通安全講習会	電気保安	心の健康相談
1月	新年お楽しみ会			エレベーター点検	
2月			防災学習会	電気保安	
3月				消防設備点検	

※別途 BCP に基づく訓練あり

第七 会議・委員会

一 法人・経営における会議

- 1 評 議 員 会 定款第11条により定時評議員会毎年6月開催。臨時評議員は3月に開催。他必要があれば開催
- 2 理 事 会 定款第17条により3箇月に一回以上開催。他必要があれば開催
- 3 経 営 運 営 会 議 職務分掌規程第17条に規定する会議
- 4 評議員選任・解任委員会 定款第6条により開催

一 各拠点会議体系

- 1 運 営 会 議 職務分掌規程第18条に規定する会議
- 2 工賃算定基準評価会議 就労支援事業収入配分規程により実施

※他、各施設の組織体系、規模により会議を行う

二 委員会(拠点単位・事業所単位)

- 1 入 所 検 討 委 員 会 入所の決定に関する事務の処理。入所指針第5に規定
- 2 防 災 対 策 委 員 会 防災管理に関して必要事項の審議。災害対策規程第2条に規定
- 3 感 染 症 対 策 委 員 会 感染症、食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策、検討。
介護老人福祉施設運営規程第12条等に規定
- 4 事 故 防 止 対 策 委 員 会 事故の発生又は再発を防止するために実施。
介護老人福祉施設運営規程第16条等に規定
- 5 虐 待 防 止 ・ 身 体 拘 束 廃 止 適 正 化 委 員 会 施設における虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための対策、検討。介護老人福祉施設運営規程第17条等に規定
- 6 衛 生 委 員 会 職員の健康増進保持対策等 労働安全衛生法第18条に規定
- 7 地 域 交 流 推 進 委 員 会 地域との交流、施設における行事、ボランティア団体との連携、協力、
介護相談員の受入、地域団体の協力等を推進。介護老人福祉施設運営規程第15条等に関する規定による取り組み
- 8 たんの吸引等
安全管理委員会 たんの吸引及び経管栄養のケアを安全に実施するために実施。
業務方法書第5に規定
- 9 生産性向上委員会 テクノロジーの導入や介護助手の活用、役割分担の見直し等を機能させる方策を検討。

※ただし、事業所内会議等において、委員会の要件を満たす対応・検討を行っている場合、それをもって、委員会協議内容とする。
※法改正等により必要な場合、適宜、委員会を設置する。